

令和7年設楽町告示第43号

設楽町生活交通路線維持費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

設楽町長 土屋 浩

設楽町告示第43号

設楽町生活交通路線維持費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

設楽町生活交通路線維持費補助金交付要綱（令和5年設楽町告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「切り捨て」を「切捨て」に改め、「の2分の1以内。」を削る。

第5条中「愛知県愛知県バス運行対策費補助金交付要綱」を「愛知県バス運行対策費補助金交付要綱」に改める。

別表中「34.5km」を「39.6km」に、「35.0km」を「39.1km」に、「8.2km」を「9.1km」に、「26.8km」を「30.0km」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

設楽町生活交通路線維持費補助金交付要綱（令和5年設楽町告示第2号）新旧対照表

改正後							改正前						
(補助金の交付額)							(補助金の交付額)						
第4条 補助金の交付額は、次の各号とする。							第4条 補助金の交付額は、次の各号とする。						
(1) (略)							(1) (略)						
(2) 生活交通路線維持費補助（広域路線補助費分 平均乗車密度5人未満減額分） 平均乗車密度が5人未満の生活交通路線につ いては、当該運行系統の輸送量を5人で除した 数値（端数 <u>切捨て</u> ）を運行回数とみなした場 合の当該運行回数分に相当する額が補助対象経 費となるため欠損となる額に設楽町の市町系統 キロ程率を乗じた額_____。							(2) 生活交通路線維持費補助（広域路線補助費分 平均乗車密度5人未満減額分） 平均乗車密度が5人未満の生活交通路線につ いては、当該運行系統の輸送量を5人で除した 数値（端数 <u>切り捨て</u> ）を運行回数とみなした場 合の当該運行回数分に相当する額が補助対象経 費となるため欠損となる額に設楽町の市町系統 キロ程率を乗じた額の <u>2分の1</u> 以内。						
(3) (略)							(3) (略)						
(額の算定)							(額の算定)						
第5条 乗合バス経常費用及び乗合バス経常収益の 算定に当たって必要な事項は、 <u>愛知県バス運行対 策費補助金交付要綱</u> に定めるとおりとす る。							第5条 乗合バス経常費用及び乗合バス経常収益の 算定に当たって必要な事項は、 <u>愛知県愛知県バス 運行対策費補助金交付要綱</u> に定めるとおりとす る。						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
乗合バス運行区間													
事業 者名	路線 名	対象 区間	系統 程 度	市町 系 統 キ ロ 程	市町 系 統 キ ロ 程 率	備考	事業 者名	路線 名	対象 区間	系統 程 度	市町 系 統 キ ロ 程	市町 系 統 キ ロ 程 率	備考
豊鉄 バス 株式 会社	新城 病院 田口	新城 病院 前～ 田口	往 <u>39.6</u> km 復 <u>38.6</u> km 平均 <u>3</u> <u>9.1km</u>	<u>9.1km</u> 3	0.234 新城市 <u>30.0</u> km	設楽町 <u>9.1km</u>	豊鉄 バス 株式 会社	新城 病院 田口	新城 病院 前～ 田口	往 <u>34.5</u> km 復 <u>35.6</u> km 平均 <u>3</u> <u>5.0km</u>	<u>8.2km</u> 3	0.234 新城市 <u>26.8k</u> m	設楽町 <u>8.2k</u> m